

住まいの リフォーム コンクール

作品部門と
ビジネスモデル部門の
2部門にて開催

応募要項

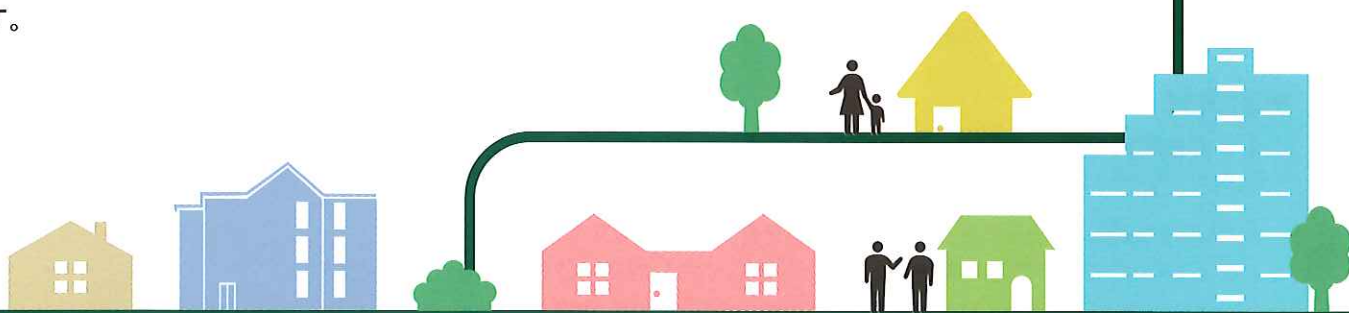
国は「日本再興戦略」の1つとして、「中古住宅流通・リフォーム市場の規模を倍増」のための取り組みを進めています。ストック型の住宅市場への転換を図るため、住宅リフォームの適切な実施がますます重要になっています。

こうした中で、「住まいのリフォームコンクール」は第32回を迎えました。個々のリフォーム作品を評価する「作品部門」と、リフォーム事業の仕組み等を評価する「ビジネスモデル部門」の2部門にて開催いたします。

今年も全国各地から多数の住宅リフォーム事例のご応募をお待ちしています。

応募締切

平成27年
6月22日月



主催：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

後援：国土交通省 独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人都市再生機構 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会

協賛：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 一般財団法人高齢者住宅財団 一般財団法人住宅保証支援機構

一般財団法人ベターリビング 公益財団法人マンション管理センター 公益社団法人インテリア産業協会

一般社団法人JBN 一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会 公益社団法人日本建築家協会

公益社団法人日本建築士会連合会 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会 一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会

一般社団法人日本木造住宅産業協会 一般社団法人不動産協会 一般社団法人不動産流通経営協会

一般社団法人プレハブ建築協会 一般社団法人マンション管理業協会

一般社団法人マンションリフォーム推進協議会 一般社団法人リビングアメニティ協会

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会 全国建設労働組合総連合 日本室内装飾事業協同組合連合会

目 的

本コンクールは、全国各地で施工された住宅リフォームの事例を募り、住まいとして優秀な事例について建築主（施主）・設計者・施工者を表彰し、これを消費者や事業者幅広く紹介することにより、住宅リフォームの促進とその水準の向上を図ることを目的としています。

今年度も前回に引き続き、個々のリフォーム作品を評価する「作品部門」と、消費者の安心を高めたり、まちづくりと連携するなどの工夫や仕組み等を評価する「ビジネスモデル部門」を設け、2部門にて開催いたします。

応募条件等

<作品部門>

応募条件

(1) 応募者の要件

応募者は、応募作品の住宅の**建築主（施主）、設計者、施工者**とします。

- ・建築主が応募する場合は、必ず設計者及び施工者に応募する旨を伝え、応募登録書に社名・担当者名等を記入してください。
- ・設計者又は施工者が応募する場合は、必ず建築主の同意を得たうえで、応募登録書に建築主名を記入してください。

(2) 応募対象

平成25年7月から平成27年6月の応募締切までの間に、リフォーム工事が完了したもので、下記の条件を満たすものを対象とします。

- ・ここで言う「リフォーム」とは、増築、改築、模様替え、修繕等をいいます。
- ・リフォーム後に住宅（マンションの共用部分やグループホーム等の福祉系居住施設を含む）で、国内にあるものに限ります。
- ・住宅の構造、建方形式は問いません。
- ・建築基準法等関係法令の各種規定を遵守しているものを対象とします。

(3) その他

応募対象となるリフォーム工事の中でも、消費者が計画や施工等へ積極的に参画したリフォーム工事、工事金額が少ない小規模なリフォーム工事、マンション共用部分の大規模修繕工事など、また、リフォームプロセスにおける課題の解決方法に着目した事例などについても、幅広く募集します。

提出書類

1つの住宅につき、1作品を応募してください。同一住宅にて複数作品の応募はできません。作品ごとに次の①②③を作成し、事務局まで送付してください。

①「応募登録書（作品部門）」（所定の事項を記入したもの）＜A3判1枚＞

※A3判が出力できない場合は、A4判を貼り合わせてA3判で提出してください。

②「応募用紙（作品部門）」（写真、図面を貼付し、所定の事項を記入したもの）＜A3判1枚＞

※A3判が出力できない場合は、A4判を貼り合わせてA3判で提出してください。

③「審査手数料の郵便振替払込請求書兼受領証（写）貼付用紙」＜A4判1枚＞

※複数の作品を応募し、手数料をまとめて振り込む場合は、③の貼付用紙は1枚で結構です。

<ビジネスモデル部門>

応募条件

(1) 応募者の要件

応募者は、次のようなリフォーム事業の仕組み等^(注)を構築している事業者、事業グループ・団体で、平成27年6月の応募締切時において、当該仕組みのもとで行ったリフォーム工事の実績があるもの。グループ・団体で応募される場合は、構成員の了解を得てください。

なお、要件に該当するか疑問がある場合は、事務局までお問い合わせください。

(注) リフォーム事業の仕組み等とは、次のようなものが想定されます。

【想定される事業主体の例】

- ・単一のリフォーム事業者
- ・設計事務所や工務店、設備会社等が連携したリフォーム事業グループ・団体
- ・中古住宅流通、資材生産・供給、金融等異業種とリフォーム事業等とが連携したもの
- ・産官学が連携したリフォーム事業グループ・団体

【想定される仕組みの例】

- ・消費者の安全・安心を高めるための受注方法、価格の透明化、メンテナンスサービス等をシステム化したもの
- ・住宅の性能・品質を向上させるための建物調査・診断、仕様・検査のルール化やそれに携わる人材の育成プログラムなどの構築を図ったもの
- ・新材料・新工法、IT利用等による工事・業務の合理化、コストダウンを図ったもの
- ・地域材、リサイクル材の利用促進等地域産業の振興に貢献しているもの
- ・中古住宅流通とリフォームの連携
- ・まちづくりとリフォームの連携

(2) 応募対象

(1) の応募者の要件を満たす事業者、グループ・団体の構成員が、リフォーム事業の仕組み等を活用し、平成24年7月～平成27年6月の応募締切までの間にリフォーム工事を完了したもので、下記の条件を満たすものが複数あるものを対象にします。応募には、**リフォーム事業の仕組み等の内容と、完了したリフォーム工事のうち2事例**をあげてください。

- ・ここという「リフォーム」は増築、改築、模様替え、修繕等をいいます。
- ・リフォーム後に住宅（マンションの共用部分やグループホーム等の福祉系居住施設を含む）で、国内にあるものに限ります。
- ・住宅の構造、建方形式は問いません。
- ・建築基準法等関係法令の各種規定を遵守しているものを対象にします。

(3) その他

応募書類を総合的に審査しますので、リフォーム工事が工事金額の少ない小規模なものやデザイン性が必ずしも高くないものであっても、ふるってご応募ください。

同年度のコンクールの作品部門と同じ作品での重複応募はできませんが、過去のコンクールで作品に応募されたものをビジネスモデル部門で応募することは可能です。また、今回ビジネスモデル部門に応募いただいたにもかかわらず入賞されなかったビジネスモデルは、次回以降に再度応募することが可能です。

提出書類

1つのビジネスモデルにつき1つの応募です。

1 応募ごとに①②③④を作成し、事務局まで送付してください。また、別途、②応募用紙（補足資料等を除く）は、電子ファイル（MS Word）で作成し、タイトルを「第32回住まいのリフォームコンクール応募書類」とし、reform@chord.or.jpまでメールしてください。

①「応募登録書（ビジネスモデル部門）」（所定の事項を記入したもの）＜A4判1枚＞

②「応募用紙（ビジネスモデル部門）」（所定の事項を記入したもの）＜A4判4枚上限＞

補足がある場合……「補足資料」を使用し、応募用紙で書ききれない技術的な内容や補足が必要な事項について記載し、添付。＜A4判適宜＞

③「応募図面（ビジネスモデル部門）」（写真、図面を貼付し、所定の事項を記入したもの）＜A4判2枚＞

④「審査手数料の郵便振替払込請求書兼受領証（写）貼付用紙」＜A4判1枚＞

賞

特別賞（4賞＋数賞）

- ・国土交通大臣賞 (1点) 賞状・記念品
総合的に全てに優秀で、消費者及び事業者に広く普及すべき内容のもの
- ・独立行政法人 住宅金融支援機構理事長賞 (1点) 賞状・記念品
住宅の性能向上が総合的に図られ、今後の住生活の示唆となるもの
- ・公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事長賞 (1点) 賞状・記念品
居住者または事業者の努力により、居住者の住生活満足度の向上に大いに成功しているもの
- ・一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会会長賞 (1点) 賞状・記念品
住宅の性能向上が巧みに図られ、また新しい技術の方向を示しているもの
- ・分野別特別賞 (数点) 賞状・記念品
総合的に優秀と認められ、マンションの長寿命化を図る作品、地域の産業振興、まちづくりに著しく寄与した活動等社会的意義の高い特長を有するもの（分野を付記して表彰）

優秀賞 (20点程度) 賞状
総合的に優秀と認められるもの

また、入賞者（設計担当者または施工担当者として応募登録書に記載されている方）で、増改築相談員またはマンションリフォームマネジャー資格をお持ちの方を併せて表彰します。

- ・増改築相談員奨励賞 (数点) 賞状
- ・マンションリフォームマネジャー奨励賞 (数点) 賞状

応募作品の取り扱い

- (1) 提出された資料は理由の如何を問わず返却しません。
- (2) 応募作品は、本コンクールの目的にのみ使用いたします。また、入賞作品については、当財団が新聞、雑誌、ホームページ等を通じて公表することができるものとします。なお、記載された氏名などの応募者に係る個人情報は、当財団個人情報保護方針（ホームページにて公開）に基づき、適切に管理いたします。
- (3) 入賞作品は、設計・施工の会社名・担当者名を付して、平成27年10月開催予定の「住生活月間中央イベント」の会場で展示するほか、各地で開催される住宅フェア、展示会、ホームページ、入賞作品集等で一般公開する予定です。
- (4) 入賞作品については、展示パネルの作成および入賞作品集の発刊等のため、写真データ等の提出（無償）をお願いすることがありますので予めご了承ください。また、写真データ等の使用については、撮影者の同意を得ておいていただき、写真使用時に撮影者名の明記が必要な場合は、応募用紙にその旨をご記入ください。

事務局

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター 「住まいのリフォームコンクール」係

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル3階

TEL：03-3261-4567 FAX：03-3261-9357

ホームページ http://www.chord.or.jp/tokei/contest_01.html E-mail reform@chord.or.jp

「第32回住まいのリフォームコンクール 入賞作品集」＜A4版＞（平成27年11月発行予定）

応募者には希望により入賞作品集を無料で配布します。切手300円分を貼った封筒（角2サイズ）に送付先を記入し、応募時に作品に同封してください。ただし、応募者1名につき1冊とさせていただきます。

※過去の入賞作品については、当財団が住宅リフォーム情報を掲載しているホームページで公開しています。

http://www.chord.or.jp/tokei/contest_02.html

応募登録書・応募用紙等の入手方法

当財団ホームページ (http://www.chord.or.jp/tokei/contest_01.html) から、各部門の所定様式をダウンロードしてください。(無料)

〈作品部門〉

- ①応募登録書 (作品部門)
- ②応募用紙 (作品部門)
- ③審査手数料の郵便振替払込請求書
兼受領証 (写) 貼付用紙

〈ビジネスモデル部門〉

- ①応募登録書 (ビジネスモデル部門)
- ②応募用紙 (ビジネスモデル部門)
- ③応募図面 (ビジネスモデル部門)
- ④審査手数料の郵便振替払込請求書
兼受領証 (写) 貼付用紙

- ・応募に関するQ & Aについては、当財団ホームページ (http://www.chord.or.jp/tokei/contest_01.html) をご覧ください。
- ・また、応募用紙等の作成に際しては、「応募用紙の作成方法」をご参照ください。

審査手数料

審査手数料は、作品部門、ビジネスモデル部門とも、**1応募につき2,000円(消費税込)**です。応募前に、下記の郵便振替口座 (振込先) にお振り込みください。なお、一旦収納した審査手数料は、原則として返還いたしません。また、振り込みの際は「通信欄」に「リフォームコンクール審査手数料」と明記してください。応募作品が複数ある場合は、審査手数料をまとめてお振り込みいただいても構いませんが、その場合は、必ず「通信欄」に「リフォームコンクール審査手数料 ○件分」と応募数を明記してください。

振込先

郵便振替口座番号: **00130-8-82701**

加入者名: 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

※振込手数料は各自ご負担願います。

送付先

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-7 九段センタービル3階
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 「住まいのリフォームコンクール」係

スケジュール

4月20日(月)	募集開始(応募用紙等のダウンロード開始)
6月22日(月)	募集締切(必着)
6月下旬～7月中旬	書類審査
7月下旬～8月中旬	現地審査
9月中旬	審査結果発表
10月中旬	国土交通大臣賞の表彰(住生活月間中央イベントにて)
10月下旬	入賞者表彰式・発表会

審査方法

・審査は、下記の順序で行います。

【書類審査】

提出された書類により審査し、入賞候補作品を決定します。

【現地審査】

特別賞候補作品については、審査委員が現地を直接訪問し、当該住宅などの調査と応募者や居住者へのヒアリング等による確認を行った上で、受賞作品を決定します。

- ・所定の「応募登録書」「応募用紙」を使用していないもの、「応募用紙の作成方法」に従っていないもの、また、審査手数料の振込が確認できないものは、審査の対象となりません。
- ・審査過程において、質問や追加資料の提出をお願いすることがあります。

■ 審査基準

<作品部門>

次のいずれかの観点で評価できるもの。

1. 消費者・居住者の参画や事業者の努力等により、顧客満足度の向上が図られているもの。
2. 社会やライフスタイルの変化に対応し居住者の暮らしのあり方を提案しているもの。
3. 住宅の各種性能の維持・向上がうまく図られ、住宅資産価値の向上が期待できるもの。
4. 地産地消等地域産業振興や中古住宅流通促進、コストダウン等住宅生産の合理化に寄与しているもの。
5. マンションの耐震改修等共用部分の改良、地域環境への配慮その他リフォーム計画プロセスにおいて大きな努力がみられるもの。

<ビジネスモデル部門>

リフォーム事業の仕組みとして先導性が高く、または波及性・普及性が大きいもので、次のような観点から評価できるもの。

1. 顧客ニーズへの対応等から顧客満足度の向上が図られているもの。
2. 現場における技術の向上、生産の合理化が図られているもの。
3. 地域活性化やまちづくりに寄与するなど、地域における社会的または経済的効果が大きいもの。
4. リフォーム推進のプロセスにおいて、将来性の高い新たな試みを実施しているもの。

審査結果及び表彰式等

- (1) 審査結果は、平成27年9月中旬に入賞者に文書で通知するほか、入賞一覧を当財団のホームページに掲載します。
なお、入賞者以外には文書による通知はいたしません。
- (2) 国土交通大臣賞受賞者は10月中旬に開催予定の住生活月間中央イベントにおいて表彰されます。
- (3) 入賞者の表彰式と、特別賞受賞者による作品発表会を、10月下旬に行います。

審査委員（敬称略）

委員長	真鍋 恒博	東京理科大学 名誉教授
委員	林田 康孝	国土交通省 住宅局 住宅生産課長
委員	嘉藤 鋭	(独)住宅金融支援機構 CS推進部 住宅技術情報室長
委員	秋元 孝之	芝浦工業大学 工学部建築工学科 教授
委員	有田 芳子	主婦連合会 副会長
委員	池本 洋一	(株)リクルート住まいカンパニー SUUMO編集長
委員	田村 誠邦	(株)アークブレイン 代表取締役
委員	中野 晶子	一級建築士事務所 本庄晶子建築設計室 主幹
委員	麓 幸子	日経BP社 日経BPヒット総合研究所 所長
委員	丸茂 みゆき	文化学園大学 造形学部建築・インテリア学科 准教授
委員	森田 芳朗	東京工芸大学 工学部建築学科 准教授
委員	後藤 隆之	(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 専務理事